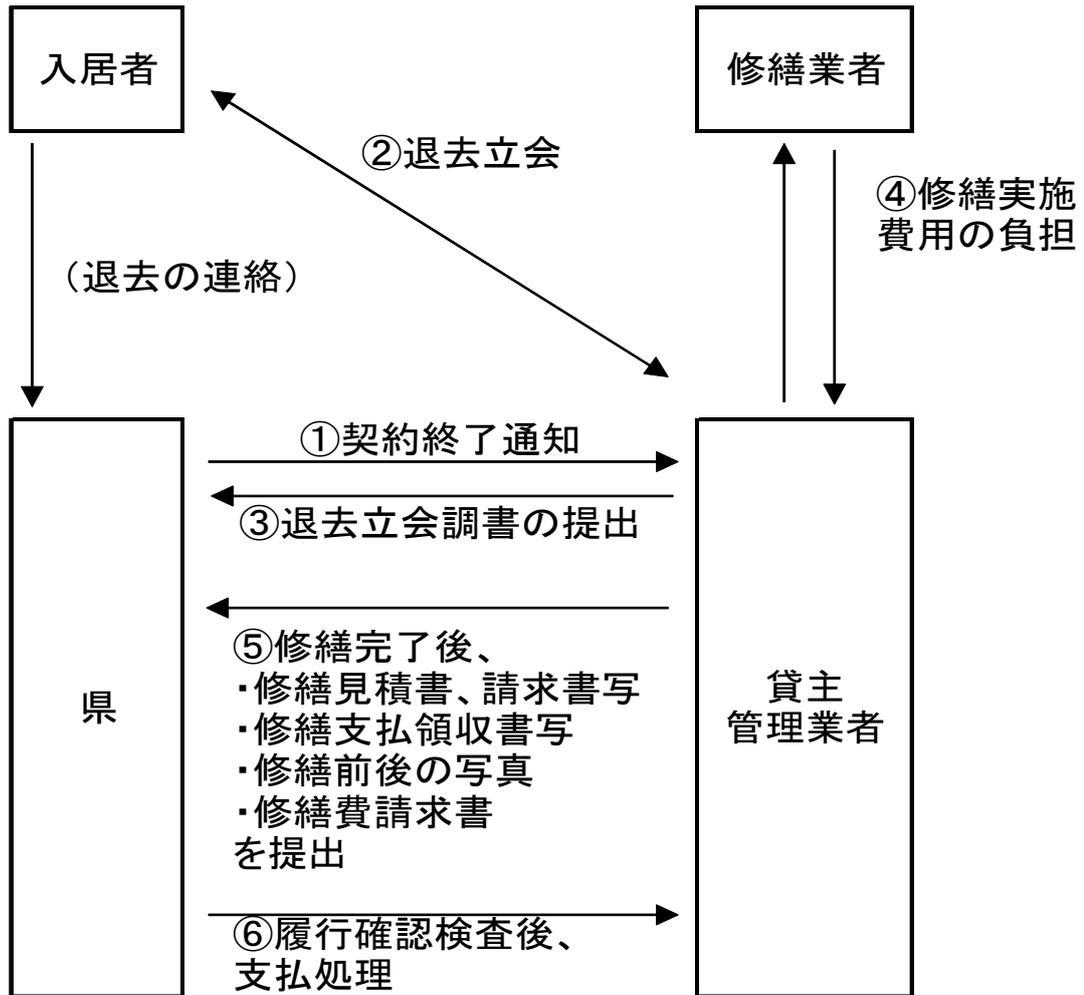


退去時の提出書類、修繕費の請求方法について



(1) 契約終了時の手続き

- ・入居者から県に退去の連絡があった場合、契約終了1ヶ月前に退去による契約終了通知を発送しますので、貸主・管理業者様と入居者様の間で退去の立会を行ってください。
- ・貸主・管理業者は、退去立会終了後に所定の様式「退去立会調書」を本県へ提出して下さい。

(2) 退去時修繕費の請求について

- ・入居者負担分の修繕費は、家賃（駐車場代、共益費を除く）の2ヶ月分を限度として、本県に対し請求が可能です。
- ・修繕完了後に県への請求が可能となりますのでご注意ください。また、請求ができる期間は契約終了日から6ヶ月までとなります。

【提出書類】

別の業者に修繕を発注する場合	自社で修繕を行う場合
<ul style="list-style-type: none"> ・請求書（県所定の様式） ・業者からの修繕請求書写 ・業者への支払領収書写 ・修繕前、修繕後の状況がわかる写真 	<ul style="list-style-type: none"> ・請求書（県所定の様式） ・修繕工事完了報告書 ・修繕内容内訳 ・修繕前、修繕後の状況がわかる写真